

## 福岡市 J-クレジット活用事業に関する協定書（案）

福岡市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、更なる脱炭素化推進を図るため、次のとおり福岡市 J-クレジット活用事業（以下「本事業」という。）に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 甲及び乙は、相互に協力し、甲の地域の脱炭素化を推進することを目的とする。

### （協定事項）

第2条 前条の目的を達成するため、それぞれ次に掲げる事項に取り組むこととする。

甲：賛同者（市民）（以下「賛同者」という。）への周知、情報集約  
脱炭素化推進に取り組む賛同者への周知、設備情報等のとりまとめ、  
J-クレジット認証のための賛同者に係るデータ提供への協力

乙：J-クレジット創出及び分配  
本事業における J-クレジット創出及び分配を管理するための技術的事項（方法論選定、プロジェクト登録、会員管理、モニタリング業務、クレジット認証申請・取得 等）

### （期間）

第3条 本協定の期間は、協定締結の日から令和11年3月31日までとする。ただし毎年度末において、甲は、乙が業務を誠実に履行していると認められる場合に限り、同一条件にて1年間、本協定を継続するものとし、以後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情が生じた場合は、甲及び乙が協議し、本協定の期間を変更することができるものとする。

### （J-クレジットの認証及び分配等）

第4条 乙は、甲における脱炭素活動等に取り組む賛同者の情報等をとりまとめ、原則年に一度認証申請を行うこととする。

2 乙は、本事業において創出した J-クレジットを、企業等に売却して得られた収益の一部を甲に分配することとする。

3 乙は、当該収益の分配について、本事業において創出した J-クレジットを全量売却することを前提とし実施すること。

### （守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において、相手方から知り得た情報について、本協定期間中及び本協定期間終了後を問わず、第三者に開示・漏えいしてはならない。

ただし、法令に基づき甲に対して情報公開請求があった場合及び事前に相手方の承諾を得た場合においては、この限りではない。

### （個人情報の保護）

第6条 乙は、本協定に基づく活動を履行するための個人情報の取扱いについては、

別記「個人情報・情報資産取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(疑義等の処理)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名又は記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 福岡市中央区天神1丁目8番1号  
福岡市  
福岡市長 高島 宗一郎

乙 ○○○○  
○○○○